

2016年4月1日

## 指導員資格認定要綱

公益財団法人 全日本拳法連盟は資格認定された指導員を置く。

指導員としての資格を得るためには、以下に定める指導員資格認定審査に合格することを要し、指導員資格審査の実施要綱については、適宜、当連盟のホームページに公開される。

### 1. 指導員資格認定審査 受験資格

受験者は以下の要件を満たした者とする。

①年齢 : 満20歳以上

②拳法歴及び段位 : 拳法歴3年以上で二段以上。

拳法歴は、日本拳法における修業の年数とし、修業の道場、地域を問わない。

段位は、日本拳法の段位であり段位允許者を問わない。

### 2. 指導員資格認定審査 審査内容

審査は当連盟理事によって実施され、その審査内容は以下とする。

#### ①書類審査

受験者からの受験申請書類における拳法歴、段位の正当性および適性など総合的に判定し、受験資格を付与する。

#### ②当連盟の定める形審査

#### ③防具装着の試合形式の審査

#### ④指導員講習会受講

指導員講習会開催要項については、適宜、当連盟のホームページに公開される。

#### ⑤当連盟理事の面接審査

### 3. 指導員資格認定審査 合否の判定

審査の合否の判定については、審査を実施した当連盟理事が合格と認めた受験者を、当連盟理事会に推薦し、承認を得るものとする。

### 4. 指導員資格要諦

指導員の資格認定期間は当面は無期限とするが、指導員は日本拳法普及及び強化のため、生涯の修業と鍛錬を行い、身体精神の向上を目指し、且つ社会的教養涵養のため日々の努力を行わなければならない。

また、指導員資格認定の制度化にあたっては、公益財団法人日本体育協会が制定している公認スポーツ指導者制度に準じた運用を目指す。

この指導員資格要項は平成21年理事会において認定されたものを、平成28年4月1日開催の電子理事会において再認定し、施行する。